

## 蒲生干潟、干潟東部砂浜及び河口利用ルール（案）

蒲生干潟は国指定鳥獣保護区特別保護地区と、県自然環境保全地域に指定されており、さまざまな生き物が生息し、渡り鳥たちのエサ場・休息地となっています。

この先もずっと、干潟にいる小さな生き物や、陸上の様々な植物や鳥たちが安心して生活していける場所にするために、次のルールを守って利用しましょう。

- 1 渡り鳥たちが安心して休息できるように、図に示した場所にはなるべく入らず、遠くから観察しましょう。

シギ・チドリ類、コアジサシ、コクガンなどの水鳥がいるときは特に注意しましょう。



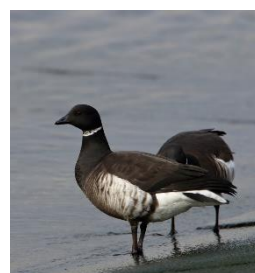
アオアシシギ



シロチドリ



コアジサシ



コクガン

- 2 砂浜で自転車、バイク、モーターパラグライダーなどは使用しないようにしましょう。  
生き物がエンジンの音などに驚いてしまいます。  
自転車やバイクで砂浜を走ると、砂の中の小さい生き物や植物が傷ついてしまいます。
- 3 堤防や砂浜で、花火やバーベキューなどの火気は使用しないようにしましょう。  
生き物が音や光、炎に驚いてしまいます。  
花火やバーベキューの火やゴミで、生き物の住処すみかが壊れるかもしれません。
- 4 干潟・砂浜で犬の散歩はしないようにしましょう。  
近くにいる鳥たちは、犬の気配や鳴き声に驚いてしまいます。
- 5 干潟・砂浜でカニや貝などを観察したら、もとの場所に戻しましょう。また、植物は採らないで観察しましょう。
- 6 車は駐車場に止めましょう。
- 7 ゴミは持ち帰りましょう。  
干潟の生き物が、ゴミを誤って食べてしまうなど、事故のもとになります。  
植物もゴミの下敷きになると育つことができません。
- 8 干潟は横断しないようにしましょう。  
水の中にいる小さな生き物が傷つき、鳥たちも驚いてしまいます。
- 9 砂浜でゴルフやその他の球技（サッカー・ラグビー・バレーボール等）はしないようにしましょう。

蒲生干潟自然再生協議会

【問合せ先】宮城県環境生活部自然保護課  
自然保護班 022-211-2672